

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『牧場』

家畜を飼育し、畜産物を生産する施設





- ①『放牧場があり、放牧飼育している家畜』を
- ②『畜産物を生産する事を目的に飼育(もしくは観光目的での飼育も含む)』し、
- ③『飼育している家畜から畜産物の生産を目的』もしくは『飼育している家畜を観光資源』として『常設運営』されている施設



➡に該当する施設が『牧場』ジャンル




①『放牧場があり、放牧飼育している家畜』を

- ➡ 『放牧場』→放牧目的に、牧草を栽培している土地(牧草地)
- ➡ 『放牧飼育』→養豚場や養鶏場のように畜産場での飼育ではなく、牧草地での飼育をすること
- ➡ 『家畜』→畜産物を生産する目的で飼育する動物。

『放牧』に当てはまらない例

- ➡ 自然のままに生息している動物がいる 
- ➡ 柵で囲ったエリア内で『飼料を与えて』飼育している『放し飼い』 

『家畜』に当てはまらない例

- ➡ 展示目的、研究目的、お客さんとの触れ合い目的で飼育している動物 



②『畜産物を生産する事を目的に飼育(もしくは観光目的での飼育も含む)』し、

- ➡ 『畜産物』→乳製品、肉、卵、毛皮・皮革など家畜から得られる生産物。
- ➡ 『観光』→牧場においての『観光』とは、牧場で得られる畜産物の食事を楽しめたり、乳搾りなどの酪農体験、畜産物のものづくり体験、餌やり体験など、牧場で飼育されている家畜との触れ合いを楽しめること。

『放牧』に当てはまらない例

- ➡ 『研究・保護』目的での飼育 

- ➡ 『ふれあい』目的での飼育 

- ➡ 『展示・観覧』目的での飼育 



③『飼育している家畜から畜産物の生産を目的』もしくは『飼育している家畜を観光資源』として『常設運営』されている施設

- ➡ 『観光資源』→『牧場』における『観光資源』とは、前項の『観光』の内容が達成できることを指します。
- ➡ 『常設』→常に設けてあること。
- ➡ 『運営』→組織、機構などを働かせること。
- ※ 『期間限定』で『牧場』の定義を満たしても、『牧場』とは認められません。